



令和6年度 家庭用創エネ省エネ設備等 導入促進事業のご案内

西脇市では、家庭におけるCO₂（二酸化炭素）の排出抑制を図るため、自ら居住する市内の住宅に創エネ省エネ設備等を導入された個人に対し、その費用の一部を奨励金として交付します。

太陽光発電システムや家庭用燃料電池（エネファーム）、電気自動車等の導入を予定されている方は、ぜひこの制度をご活用ください。

交付対象者……………	2頁	提出書類……………	5頁
交付対象設備等……………	2頁	受付期間……………	7頁
奨励金の額……………	4頁	申請書等の受付場所…	8頁

西 脇 市

くらし安心部 環境課

TEL：0795-22-3111
FAX：0795-27-8164

E-mail：kankyou@city.nishiwaki.lg.jp
市ホームページ：https://www.city.nishiwaki.lg.jp

家庭用創エネ省エネ設備等導入促進事業は西脇市太陽光発電所の売電収入を活用しています。

以下の内容は、市ホームページでもお知らせしています。

1 交付対象者

(1)のいずれかに該当する方で、(2)及び(3)の要件を満たす方

- (1) ・ 下記 2 (1) に掲げる対象設備等を自ら居住する市内の既築住宅若しくは居住しようとする新築住宅に設置した方
 - ・ 下記 2 (1) に掲げる対象設備等が設置された市内の住宅（店舗、事務所等の兼用住宅を含む。）を自ら居住するために購入した方
 - ・ 下記 2 (2) に掲げる対象設備等を購入した方
- (2) 交付申請時において、市内に住所を有している方
- (3) 市税等（市民税その他の市税、介護保険料、保育料、後期高齢者医療保険料、水道料金、下水道使用料等）を滞納していない世帯の方

2 交付対象設備等

下表に掲げる設備等とし、**未使用品**に限りませす。なお、リース品、中古品及び自作品は交付の対象としませせん。

- (1) 太陽光発電システム、家庭用燃料電池（以下「エネファーム」という。）、自然冷媒ヒートポンプ給湯器（以下「エコキュート」という。）、潜熱回収型ガス給湯器（以下「エコジョーズ」という。）、潜熱回収型石油給湯器（以下「エコフィール」という。）、家庭用蓄電池、ホーム・エネルギー・マネジメントシステム（以下「HEMS機器」という。）、電気自動車充電設備。対象要件は下表のとおりです。
- (2) 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、原動機付自転車。対象要件は下表のとおりです。

対象設備等	要件
太陽光発電システム	次の要件を全て満たすもの 1 太陽光発電による電気が住宅において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気を逆流させるもの 2 受給最大電力が10キロワット未満であるもの 3 電力受給開始日が令和6年4月1日以降のもの
エネファーム	次の要件を全て満たすもの 1 都市ガス、LPガス等から水素を取り出し、空気中の酸素と化学反応させて発電を行う家庭用燃料電池コージェネレーションシステム 2 国の補助により民間団体等が実施する家庭用燃料電池システム導入支援事業の補助対象に指定されたもの 3 設置完了日が令和6年4月1日以降のもの

エコキュート	次の要件を全て満たすもの 1 自然冷媒である二酸化炭素を冷媒としてヒートポンプを駆動させ、お湯を提供する給湯器 2 目標年度2025年度における省エネ基準達成率（JIS規格）103%以上のもの 3 設置完了日が令和6年4月1日以降のもの
エコジョーズ	次の要件を全て満たすもの 1 ガスを燃料とする潜熱回収型給湯器 2 目標年度2025年度における省エネ基準達成率（JIS規格）105%以上のもの 3 設置完了日が令和6年4月1日以降のもの
エコフィール	次の要件を全て満たすもの 1 石油を燃料とする潜熱回収型給湯器 2 目標年度2025年度における省エネ基準達成率（JIS規格）105%以上のもの 3 設置完了日が令和6年4月1日以降のもの
家庭用蓄電池	次の要件を全て満たすもの 1 再生可能エネルギーにより発電した電力、夜間電力等を利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時など必要に応じて電気を活用することができるシステム 2 国の補助により民間団体等が実施するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業に登録されたもの 3 設置完了日が令和6年4月1日以降のもの
H E M S 機器	次の要件を全て満たすもの 1 住宅の機器及び電気設備に接続し、エネルギー使用状況の「見える化」ができ、省エネを促す情報提供機能を有しているシステム 2 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているもの 3 設置完了日が令和6年4月1日以降のもの
電気自動車充電設備	次の要件を全て満たすもの 1 電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するもの 2 国の補助により民間団体等が実施する電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業の補助対象に指定されたもの 3 設置完了日が令和6年4月1日以降のもの
電気自動車	次の要件を全て満たすもの 1 電池によって駆動する電動機のみを原動機として搭載した四輪の検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車という。） 2 自動車検査証の登録年月日が令和6年4月1日以降のもの
プラグインハイブリッド自動車	次の要件を全て満たすもの 1 電池によって駆動する原動機とガソリンによって駆動する原動機を搭載した四輪の検査済自動車（道路運送車両法

	<p>第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車という。）</p> <p>2 家庭用電源等の電気を車両に充電することができるもの</p> <p>3 自動車検査証の登録年月日が令和6年4月1日以降のもの</p>
原動機付自転車	<p>次の要件を全て満たすもの</p> <p>1 電池によって駆動する電動機を原動機として搭載した二輪車</p> <p>2 定格出力が1.00キロワット以下のもの</p> <p>3 特定小型原動機付自転車（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の2の2に規定する基準を満たすものをいう。）に該当しないもの</p> <p>4 軽自動車税（種別割）の申告を西脇市に行い、標識（ナンバープレート）の交付を受けたもの</p> <p>5 購入年月日が令和6年4月1日以降のもの</p>

3 奨励金の額

奨励金は、「へその街にしわき共通商品券」により交付します。

対象設備等ごとに、また、設置・販売業者が市内業者か市外業者かにより異なります。詳しくは下表をご覧ください。

対象設備等	奨励金の額及び上限額	
	市内業者による 設置又は販売	市外業者による 設置又は販売
太陽光発電システム	受給最大電力1キロワット当たり35,000円（1,000円未満切捨て）。ただし、100,000円を上限とする。	受給最大電力1キロワット当たり25,000円（1,000円未満切捨て）。ただし、65,000円を上限とする。
エネファーム	100,000円	65,000円
エコキュート	45,000円	30,000円
エコジョーズ	30,000円	20,000円
エコフィール	30,000円	20,000円
家庭用蓄電池	50,000円	
HEMS機器	30,000円	
電気自動車充電設備	50,000円	
電気自動車	普通自動車	100,000円
	小型・軽自動車	70,000円
プラグインハイブリッド自動車	50,000円	
原動機付自転車	15,000円	10,000円

注) 1 市内業者とは、市内に本店又は事業所を有する事業者をいいます。

2 市外業者とは、上記以外の事業者をいいます。

3 奨励金の交付対象となる費用は、対象設備等購入費（税抜）のみとし、設置に伴う工事費等は奨励金の交付対象外とします。

4 他の補助金、助成金、奨励金と合わせて申請者の負担額を上回る場合は、負担額を上回らない額（1,000円未満切捨て）を上限額とします。

太陽光発電システムの計算例は、次のとおりです。

例 1) 受給最大電力 2.1kw (市内業者設置) の場合
 $3.5\text{万円} \times 2.1\text{kw} = 73,500\text{円}$ となりますが、千円未満切り捨てのため、73,000円が交付額となります。

例 2) 受給最大電力 3.5kw (市内業者設置) の場合
 $3.5\text{万円} \times 3.5\text{kw} = 122,500\text{円}$ となりますが、10万円が上限となるので、100,000円が交付額となります。

4 提出書類

申請書 (様式第 1 号) のほか、それぞれの対象設備等ごとに定める書類が必要です。詳しくは下表をご覧ください。

なお、提出いただいた書類は返却できません。

申請書等の様式は、市ホームページからダウンロードすることができるほか、環境課窓口でも入手できます。

対象設備等	必要書類
太陽光発電システム	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力会社との電力受給契約確認書の写し 2 対象設備等の購入に係る領収書の写し及びその明細がわかるもの 3 太陽電池モジュールの配置図 4 太陽電池モジュールの公称最大出力が分かるもの (カタログの写し等) 5 対象設備等の形式に関する表示が読めるもの及び設置後の設備全体が写ったもの並びに建物全体のカラー写真 6 設置場所の地図 7 奨励金 (共通商品券) 受領販売店調査用紙 8 その他市長が必要と認める書類
エネファーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象設備等の仕様等が分かるもの (カタログ等) 2 対象設備等の購入に係る領収書の写し及びその明細が分かるもの 3 対象設備等の形式に関する表示が読めるもの及び設置後の設備全体が写ったもの並びに建物全体のカラー写真 4 設置場所の地図 5 奨励金 (共通商品券) 受領販売店調査用紙 6 その他市長が必要と認める書類
エコキュート	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象設備等の仕様等が分かるもの (カタログ等) 2 対象設備等の購入に係る領収書の写し及びその明細が分かるもの 3 対象設備等の形式に関する表示が読めるもの及び設

	<p>置後の設備全体が写ったもの並びに建物全体のカラー写真</p> <p>4 設置場所の地図</p> <p>5 奨励金（共通商品券）受領販売店調査用紙</p> <p>6 その他市長が必要と認める書類</p>
エコジョーズ	<p>1 対象設備等の仕様等が分かるもの（カタログ等）</p> <p>2 対象設備等の購入に係る領収書の写し及びその明細が分かるもの</p> <p>3 対象設備等の形式に関する表示が読めるもの及び設置後の設備全体が写ったもの並びに建物全体のカラー写真</p> <p>4 設置場所の地図</p> <p>5 奨励金（共通商品券）受領販売店調査用紙</p> <p>6 その他市長が必要と認める書類</p>
エコフィール	<p>1 対象設備等の仕様等が分かるもの（カタログ等）</p> <p>2 対象設備等の購入に係る領収書の写し及びその明細が分かるもの</p> <p>3 対象設備等の形式に関する表示が読めるもの及び設置後の設備全体が写ったもの並びに建物全体のカラー写真</p> <p>4 設置場所の地図</p> <p>5 奨励金（共通商品券）受領販売店調査用紙</p> <p>6 その他市長が必要と認める書類</p>
家庭用蓄電池	<p>1 対象設備等の仕様等が分かるもの（カタログ等）</p> <p>2 対象設備等の購入に係る領収書の写し及びその明細が分かるもの</p> <p>3 対象設備等の形式に関する表示が読めるもの及び設置後の設備全体が写ったもの並びに建物全体のカラー写真</p> <p>4 設置場所の地図</p> <p>5 奨励金（共通商品券）受領販売店調査用紙</p> <p>6 その他市長が必要と認める書類</p>
H E M S 機器	<p>1 対象設備等の仕様等が分かるもの（カタログ等）</p> <p>2 対象設備等の購入に係る領収書の写し及びその明細が分かるもの</p> <p>3 対象設備等の形式に関する表示が読めるもの及び設置後の設備全体が写ったもの並びに建物全体のカラー写真</p> <p>4 設置場所の地図</p> <p>5 奨励金（共通商品券）受領販売店調査用紙</p> <p>6 その他市長が必要と認める書類</p>
電気自動車充給電設備	<p>1 対象設備等の仕様等が分かるもの（カタログ等）</p> <p>2 対象設備等の購入に係る領収書の写し及びその明細が分かるもの</p> <p>3 対象設備等の形式に関する表示が読めるもの及び設置後の設備全体が写ったもの並びに建物全体のカラー</p>

	<p>写真</p> <p>4 設置場所の地図</p> <p>5 奨励金（共通商品券）受領販売店調査用紙</p> <p>6 その他市長が必要と認める書類</p>
電気自動車	<p>1 電気自動車の仕様等が分かるもの（カタログ等）</p> <p>2 自動車検査証の写し</p> <p>3 電気自動車の購入に係る領収書の写し及び対象設備等購入費（税抜）が分かるもの</p> <p>4 対象設備等の保管場所における保管後の状態を示すカラー写真（保管場所及び車両全体が写ったもの）</p> <p>5 自宅の地図</p> <p>6 奨励金（共通商品券）受領販売店調査用紙</p> <p>7 その他市長が必要と認める書類</p>
プラグインハイブリッド自動車	<p>1 プラグインハイブリッド自動車の仕様等が分かるもの（カタログ等）</p> <p>2 自動車検査証の写し</p> <p>3 プラグインハイブリッド自動車の購入に係る領収書の写し及び対象設備等購入費（税抜）が分かるもの</p> <p>4 対象設備等の保管場所における保管後の状態を示すカラー写真（保管場所及び車両全体が写ったもの）</p> <p>5 自宅の地図</p> <p>6 奨励金（共通商品券）受領販売店調査用紙</p> <p>7 その他市長が必要と認める書類</p>
原動機付自転車	<p>1 原動機付自転車の仕様等が分かるもの（カタログ等）</p> <p>2 標識交付証明書の写し</p> <p>3 原動機付自転車の購入に係る領収書の写し及び対象設備等購入費（税抜）が分かるもの</p> <p>4 対象設備等の保管場所における保管後の状態を示すカラー写真（保管場所及び車両全体が写ったもの）</p> <p>5 自宅の地図</p> <p>6 奨励金（共通商品券）受領販売店調査用紙</p> <p>7 その他市長が必要と認める書類</p>

注）他の補助等を受けられている方は、その内容を確認できる書類を提出してください。

5 受付期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとします。ただし、予算額に達した時点で受付を終了します。

※ 期限までに提出されなかった場合は、申請は無効となりますので、ご注意ください。

6 申請書等の受付場所

申請書等の受付は、環境課窓口で行います。

※書類は、持参に限ります。（郵送不可）

《お願い》

奨励金を受けられた方は、対象設備等に関する売電量や買電量等のデータの提供及び市が実施する温室効果ガス排出削減等の地球温暖化対策に協力いただきますようお願いいたします。